

令和6年度イノシシ等侵入防止柵設置事業 要望調査のお知らせ



南阿蘇村鳥獣被害防止対策協議会では、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、令和2年度から本事業を実施しています。

令和6年度も以下のとおり実施しますので、設置を希望される場合は、役場農政課までご相談ください。

■国庫事業の概要

事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金事業
事業主体	南阿蘇村鳥獣被害防止対策協議会が各地区の要望を取りまとめ、国に申請をおこなう
内容	ワイヤーメッシュ柵の設置に係る資材を耐用年数の期間無償貸与 ※自力施工(住民・農家参加型)による柵整備に限る ※設置・維持管理に係る人件費、作業道具、雑費等購入費は地元負担
条件	①受益戸数が3戸以上の計画であること ②耐用年数(14年間)の期間中、農地の耕作を維持し、侵入防止柵の管理が維持できるもの ③過去に取り組んできた国庫事業の受益地でないこと



設置イメージ



■申し込み期限 12月15日(金)まで

■注意事項 今回の調査は、要望を把握するための事前調査であり、事業の実施を保証するものではありません。

〈問い合わせ〉農政課 TEL0967 (67) 2706

道路上に張り出している樹木の伐採について(お願い)



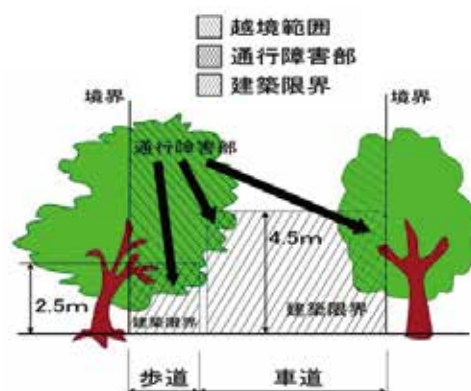
庭木などの剪定・伐採をおこない適切な管理をしましょう

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらだけでなく、折れ木・落枝などが交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、村で剪定・伐採ができません。

折れ木・落枝などや樹木が道路にはみ出していることが原因で事故などが発生した場合は、所有者が責任を問われることがあります。

所有者の皆さんには適切な管理をしていただきますようお願いします。

※剪定・伐採の作業時には、通行車両や自動車・歩行者の安全確保と、樹木やはしごなどからの転落防止に十分ご注意ください。



建築限界とは

(道路法第30条、道路構造令第12条)

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木などが線路上に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて車道の場合は「4.5m」歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木などが道路に張り出していると、建築限界を犯している可能性があります。

〈問い合わせ〉建設課 建設係 TEL0967 (67) 3178